

社会関連情報開示の一形態

— Sozialbilanz の開示事例 —

向山 敦夫

I. はじめに

企業活動がますます国際化し、また複雑化・多様化してきている現在、それぞれに発生する問題に対して、会計としても対応していく必要がある。

1960年代後半から発展してきた「社会関連会計」は、それまで直接的な対象とならなかった企業の社会的側面を捕捉し、企業と社会とのつながりを明らかにする会計をめざすものであり、「社会の中の企業」を会計としてどうとらえるかを問題にしてきた。議論の出発点においては、企業環境が大きく変化し、また環境保護問題が表面化するなかで企業の在り方そのものが問われた事実直面して、複雑で多面的な企業行動を伝統的会計システムに全面的に依存し、すべてを（経済的）利益に収斂させて考えることがはたして正解か否かが問われたということができよう。これは今もなお問われ続けているものと思われる。

しかしながら、「社会関連会計」の議論において、理論的に理想とされたソーシャル＝コストとソーシャル＝ベネフィットの測定・それをもとにした社会的余剰（社会的利益）の算定は測定困難性・客観性の壁にぶつかり、社会監査をも包括した伝統的会計システムに並ぶ全く新しい「社会関連会計システム」の構築には至っていない¹⁾。

「社会関連会計」の潮流は、実際には、なんらかの社会関連情報を実践可能

1) 社会関連会計論にとって、その基礎となる企業観ならびに（経済的）利益概念の位置づけが最も大きな問題であると思われる。さらにそこでは、法律による直接規制と会計との関係、会計とは何か、社会において会計の担うべき役割とは何か（換言すれば、どこまで会計が担わなくてはならないのか）が改めて問われなければならない。

な方法により既存の報告枠（たとえば、制度上の年次報告書）を利用するか、あるいは独自の枠を用いて公表・開示するという形で現れている。すなわち、社会関連情報のディスクロージャー問題である。

何を“社会関連的”と名づけるかは広・狭の範囲があり、各国における開示実態にも特色がみられる。また、具体的に企業が社会関連情報のディスクロージャーをおこなう形式もさまざまである。最も一般的には、年次報告書において部分的に開示されている。西ドイツの場合、とくに従業員に関する事項はすべての企業の年次報告書に掲載されており、環境保護についても多くの企業がなんらかの情報を開示している²⁾。そこで注目すべきは、少数ではあるが、タイトルの一部に„Sozialbilanz“（社会貸借対照表）を用いて、通常年次報告書（Geschäftsbericht）に統合した形で報告書を作成している例がみられることである。これは他の国々にはみられない西ドイツ独自の形式である。

本稿では、社会関連報告の一つの形態である年次報告書と社会貸借対照表との統合型報告書を検討し、事例研究をおこなうとともに、そこにみられる特徴・作成の背景を明らかにすることを目的とする。統合型報告書は社会関連情報ディスクロージャーの在り方にひとつの示唆を与えるものであり、また同時に検討すべき問題をかかえていると思われるからである。

II. 社会関連報告の3類型と社会貸借対照表

社会関連情報のディスクロージャーは、大きく①年次報告書の一部として報告する方法（挿入型）と、②年次報告書とは別に、独立した報告書を作成する方法の2つに分けられる。過去のディスクロージャー規定において、直接的に社会関連情報の記載が求められたことはなく、その意味では元来、社会関連情報のディスクロージャーは企業の自由意思にもとづくものであるといえる。

2) 日本会計研究学会スタディ・グループ第2年度報告『会計情報ディスクロージャーの現状・課題・展望—とくに社会関連情報の開示を中心として—』, 1988年, 第1部「ドイツの会計ディスクロージャーと社会関連情報」(郡司 健稿) 参照。

したがって、前者①の方法は、社会関連情報を実際に企業が作成している法的・制度的開示書類である年次報告書の枠の中に付加的に挿入する方法であり、一方、後者②は企業の自由意思により、なんらかの目的にしたがって年次報告書とは別に独立した報告書を作成し、社会関連情報を開示する方法である。

後者はさらに年次報告書との関係において、(a)作成目的に応じて年次報告書とは異なる目的を持つ報告書を作成する方法（独立型…たとえば、人事・社会事項に関する報告書）と、(b)社会関連報告書と統合した形で作成する方法（統合型…たとえば、本稿において検討する Bertelsmann 社・Deutsche Shell 社）に分類することができる。

社会関連情報を開示することは、法的に規定されてはいない。その意味で制度化されてはいないし、また過去、制度化されてはこなかった。しかしながら、企業は任意で年次報告書の中に社会関連情報を部分的に挿入してきている。それはおもに従業員に関する内容、すなわち「従業員関連報告」ではあったが、慣習的に „Sozialbericht“（定訳はないが、「従業員報告事項」がふさわしいと思われる）と呼ばれる形で社会関連情報を開示してきたのである³⁾。1970年代に入り、アメリカの理論的研究の影響を受け、また社会的責任論の影響や環境保護への関心の高まりなどから“従業員関連”はさらに広く“社会関連”情報のディスクロージャーへと展開してきているのであるが、これは慣習化しているということができよう。「従業員報告事項」を旧1965年株式法の状況報告の一要素と位置づける見解がそれを示していると考えられる⁴⁾。

周知のように、西ドイツ社会関連報告実務に指針を与えたものは『報告』（1975年）・『提言』（1977年）であり、とくに『提言』は当時実務的に進展していた企業7社による共同研究の成果である。『提言』グループ7社の報告書を前

3) 拙稿「Sozialberichtの意義」『愛媛経済論集』第8巻第1号、1988年参照。

4) 1965年株式法はEC間の会計基準統一の動きの中、EC第4・7・8号指令国内法化のため制定された財務諸表指令法（Bilanzrichtlinien-Gesetz, 1985.12.19）により大幅に改正され、資本会社に関する会計規定は新商法典「第3編 商業帳簿」に組み込まれた。なお、新規定は個別財務諸表規定が1987.1.1以降に始まる年度から、連結財務諸表規定は1990.1.1以降に始まる年度から適用される。したがって、本稿において検討の対象としている1985・86年度の統合型報告書は旧1965年株式法にしたがったものである。西ドイツ新会計制度については、たとえば、黒田全紀編著「解説西ドイツ新会計制度—規制と実務—」同文館、1987年参照。

述の社会関連報告の3類型にしたがって分類すれば、以下の通りである⁵⁾。(ただし、タイトルの年度は入手した報告書の最新版年度を表している。)

(1)独立型⁶⁾

BASF 社… „Mensch Arbeit Gesellschaft/Sozialbericht 1986“

Saarbergwerke 社… „Sozialbilanz 1985“

(2)統合型

Bertelsmann 社… „Geschäftsbericht und Sozialbilanz 1985/86“

Deutsche Shell 社… „BILANZ '85 Geschäftsbericht/Sozialbilanz“

Rank Xerox 社… „Geschäftsbericht 1985/86 mit Sozialbilanz“

さて、ドイツ語圏において社会関連会計を表わす用語は、各論者によってさまざまに用いられてきている。統合型や一部の独立型にみられる „Sozialbilanz“ (社会貸借対照表)はそのうちの代表的な名称のひとつである。それ以外にも、たとえば、

-
- 5) なお、残る2社のうちPieroth社(Pieroth GmbH.)はDierkes, M. & A. Hoffの調査によれば „Pieroth-Sozialbilanz 1975/76“ と題する社会貸借対照表が対象となっているが、有限会社であり、請求したが入手不可能であった(Dierkes, M. & A. Hoff, „Sozialbilanzen und gesellschaftsbezogene Rechnungslegung in der Bundesrepublik Deutschland“, in: Hans-Joachim Hoffmann-Nowotny(Hg.), *Sozialbilanzierung*, 1981, S. 15)。またSteag社(Steag AG.)は社会関連報告の先鞭をつけた企業であり、同調査では „Sozialbilanz '75“ が対象となっており、わが国でも検討されているが(亀井孝文「西ドイツにおけるソシアル・リポートとその問題点」『鹿兒島経大論集』第19巻第1号, 1978年)、筆者への回答によれば「1982年以来、社会関連報告書(原文ではSozialbericht; Sozialbilanzを指しているものと思われる一筆者)は作成しておらず、すべての重要な報告は年次報告書(Geschäftsbericht)に含まれている」とのことである。
- 6) 西ドイツの場合、従業員向けに作成されている多くの独立型報告書を入手することができる。たとえば、BASF社(BASF AG.)の報告書は「人間・労働・社会/社会報告書」(A4版・31ページ)と題されており、前半が記述による説明、後半が数値中心であり、創造価値計算書・社会計算書も掲載されている。またSaarbergwerke社(Saarbergwerke AG.)は「社会貸借対照表」(A4版・48ページ)を作成しているが、構成は①従業員②教育訓練・再教育③住宅④経営内医療⑤社会保険⑥鉱山労働者の通勤⑦従業員情報とコンツェルン定期刊行物⑧公衆・文化事業の8章からなり、第⑦章従業員情報とコンツェルン定期刊行物において、社会貸借対照表の性格を「企業が従業員に対して支払う賃金・給料以外のあらゆる給付をまとめたものである。(中略)社会貸借対照表はSaarbergwerke社の人事・社会政策に関する基礎情報として、大学・学生・企業・経済諸団体によってかなりの程度利用されている」(Saarbergwerke AG. „Sozialbilanz 1985“, S. 39)と述べられている。それ以外にも、Ruhrkohle AG. … „Belegschaftsbericht 1986“ (従業員報告書)、Veba Oel AG. … „Personal- und Sozialbericht 1985“ (人事・社会報告書)、Mannesmann AG. … „Mitarbeiter und Umwelt 1985“ (従業員と環境)など、明らかに従業員向けである独立型の報告書を確認することができる。

gesellschaftsbezogene Rechnungslegung

gesellschaftsbezogene Unternehmensberichterstattung

などが用いられている。これはわが国においてこの領域が「社会責任会計」・「環境会計」・「企業社会会計」などと呼ばれていたことと同様である。

社会関連会計の初期の議論において、「社会貸借対照表」という名称は、英語圏における“social accounting”(社会会計)の直訳であり、ドイツ社会関連会計独自の領域を明確に表していないという点で批判される場合があった。その意味では„gesellschaftsbezogene“(社会関連的)が内容をより正確に表しているかと思われる。しかしながら、そこでの“社会的・社会関連”が表わす意味、ドイツにおける社会関連会計独自の領域、また報告内容の面での特徴は、社会関連報告の歴史的展開を考察しなければならない。

社会関連会計の実践上重要な役割を果たした『提言』においては、「社会貸借対照表」は„Sozialbilanz“ではなく、„Sozial-Bilanz“として用いられている。あえて„Sozial-Bilanz“と用いた理由は、独立して作成されるなんらかの社会関連報告書(Sozialbilanz)が比較可能性の確保のため、具体的には社会報告書・創造価値計算書・社会計算書の3つの要素からなる「社会貸借対照表(Sozial-Bilanz)」であることを確定しようとしたからに他ならない。

すなわち「社会貸借対照表」という名称は、①「社会関連会計」同様、この領域全体を総称する用語、②具体的に作成された社会関連報告書、③『提言』における社会報告書・創造価値計算書・社会計算書の3つの要素からなる包括概念、の意味で用いられているのである。

以下、第Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ節において、『提言』グループに属している3社が作成している統合型報告書について具体的に検討する。

Ⅲ. Bertelsmann 社の開示例

Bertelsmann 社 (Bertelsmann AG.) は売上高7,602百万 DM, 従業員数 (国内)

約17,300人(1985/86年現在⁷⁾;なお、1986/87年は売上高9,160百万DM)を誇り、20ヶ国以上に250の子会社・関連会社を有する世界有数の総合出版コンツェルンである。1835年の創立であり、1983/84年度の報告書には創立150周年の特集記事がみられる。進出領域は書籍・レコード、出版、印刷・製造、音楽・ビデオ、エレクトロニック・メディア、Gruner + Jahr⁸⁾である。また株式の所有構造という点では、親会社 Bertelsmann AG. の株式は監査役会々長である Reinhard Mohn 一族が89.26% (Reinhard Mohn 管理有限会社42.65%, Johannes Mohn 有限会社46.61%), 残る10.74%を監査役 Gerd Bucerusius が所有しており、典型的な同族企業であるといえる。

Bertelsmann 社の1985/86年度の統合型報告書 „Geschäftsbericht und Sozialbilanz 1985/86“ は、106ページにも及ぶものであるが、これとは別に統合型ではない通常の英語版の年次報告書 (Annual Report) も発行している。国内用と諸外国用との用途に応じた作成であると思われる。統合型報告書の構成は次の通りである (表1)。

このうち、通常の年次報告書には「企業と従業員」の項目が記載されておらず、この部分がまさしく社会貸借対照表であると考えられる。

まず「企業と従業員」の項目において、コンツェルン経営協議会議長が「パートナーシップの基に構築されている企業概念が、Bertelsmann 社の成果いかに貢献しているかほとんどの従業員は知っている」⁹⁾と述べている。さらに「内部秩序」の項目の冒頭において、「パートナーシップによって運営される企業はさらに重要な目標を持っている。すなわち、従業員が企業に生起する事象に対して全面的に参加することであり、職場での自己発展である」と述べられ、それに関連して「パートナーシップの協力の基本的前提は、全従業員への時

7) 会計期間は7月1日から翌年の6月30日までの一年間である。なお、以下の各企業に関する関係数値は、各報告書及び Ernst Schmalbeck (Hrsg.), *Die Grossen 500. Deutschland führende Unternehmen und ihr Management*, 1987・1988を参照している。

8) Gruner + Jahr 社は、Spiegel 誌出版社 (24.9%)・Zeit 誌出版社 (95.0%)などを所有する企業であるが、1972年 Zeit 誌の発行主であった Dr. Gerd Bucerusius の持株74.9%を取得・資本参加したことにより、Bertelsmann 社の重要な部門となった。

9) Bertelsmann AG., „Geschäftsbericht und Sozialbilanz 1985/86“, S. 60.

〈表1〉 Bertelsmann 社1985/86年度統合型報告書の構成

	ページ
監査役会・取締役会メンバー	6
監査役会報告書（監査役会々々長）	7
取締役会々々長報告	8
取締役会報告書：Bertelsmann AG. とコンツェルン	
1985/86営業年度	
資本参加企業	12
コンツェルンの成果	14
企業領域	
書籍・レコード	24
出版	30
印刷・製造	36
エレクトロニック・メディア	42
Gruner + Jahr	48
音楽・ビデオ	54
管理部門の成果	57
企業と従業員	
パートナーシャフトの国際的展開	60
内部秩序（Unsere innere Ordnung）	64
至1986. 6. 30年次決算書	
Bertelsmann コンツェルン財務諸表	74
コンツェルン財務諸表説明報告	80
連結対象企業	87
Bertelsmann AG. 財務諸表	96
Bertelsmann AG. 財務諸表説明報告	102
コンツェルン財務諸表の推移（過去5年間の要約）	106

(出所) Bertelsmann AG., „Geschäftsbericht und Sozialbilanz 1985/86“, S. 5.

機を得た、包括的なわかりやすい情報である」としている¹⁰⁾。Bertelsmann 社においてはパートナーシャフトが重要な意味を持っており、社会貸借対照表作成の根拠ともいえる。これについては後に詳述する。

つづいて経営提案制度、職業訓練・再教育制度、職場の変更等について説明され、人件費（とくに賃金副費（付加給付）— „stille Lohn“ と呼ばれている）がグラフによって表示されている。西ドイツにおいては賃金副費の比重が高く、Bertelsmann

10) Bertelsmann AG., a.a.O., S. 64.

社においても「削減賃金 (Lohn für geleistete Arbeit) を100DM とすれば、賃金副費は100.50DM にものぼる」¹¹⁾と述べられている。さらに健康・老齢扶助として、疾病保険、事故率、経営内医療、健康診断、企業年金等が説明されている。

注目すべきは「生産資本への従業員の参加」の項目である。Bertelsmann 社では1970年以来、3年以上勤務している従業員を対象として独自の利益分配制度を採用している。従業員は、個々に分配された利益とその25%を限度とする自主的な出資分を加えた額だけ Bertelsmann 社の無議決権の享益証券 (Genußschein) を購入することができ、享益証券に対しては一定率の配当が支払われる¹²⁾。1986年6月30日現在、約18,000人の従業員・年金生活者が名目177百万DMの享益証券の管理を Bertelsmann 信託管理会社に委託している。このシステムは従業員の財産形成に貢献しており、まさしくこの利益分配制度がパートナーシップを支えているということができよう。

11) Bertelsmann AG., a.a.O., S. 69.

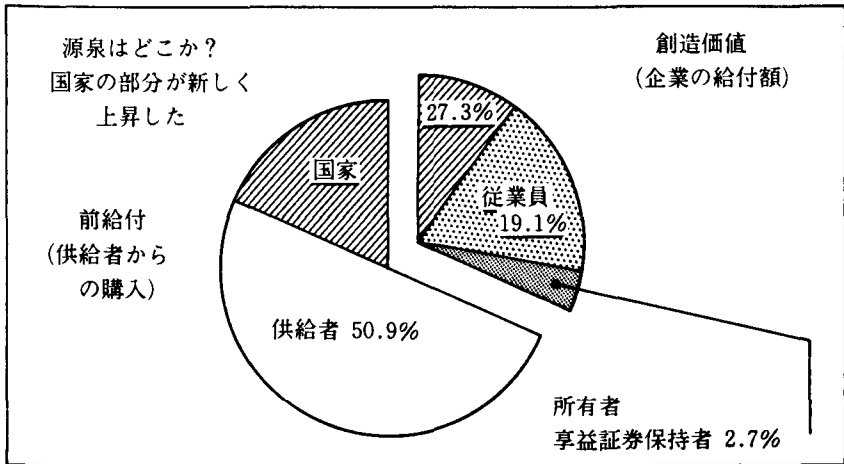
12) 享益証券とは享益権、すなわち株式会社の株主たる資格とは無関係に会社から利益を受ける権利を化体した証券で、通常無記名債権証券であったとされている。発行には株主総会の3/4の決議を必要とする(山田 晟『ドイツ法律用語辞典』大学書林、昭和59年)。Bertelsmann 社の場合、無議決権享益証券であり、証券市場でも取引されている。配当は年15%である。たとえば、利益処分との関係を見れば、1985/86年度の場合、貸借対照表利益 (Bilanzgewinn) は214,703,304.18DMであり、そこから享益証券に対して15%の配当が支払われる。1986年6月30日現在の享益証券は名目352,166,100DMであるから、配当として $352,166,100 \times 0.15 = 52,824,915$ DMが支払われる。また、取締役会から株主に対して57,000,000DMの配当が提案されており、残る104,878,389.18DMは次期に繰り越されることになる。

従業員に対する利益分配の仕組みは不明であるが、Bertelsmann モデルとして紹介されているのは企業成果 (Unternehmensergebnis) から従業員に対しては賃金・給料等が、株主に対しては最低配当 (約12~15%) が保障され、残る利益配分 (erwirtschafteter Gewinn) を50%ずつ従業員と株主に分配される。ただし、Bertelsmann AG.の株主はReinhard Mohn一族とGerd Buceriusのみであるが、彼らへの分配部分は納税分を控除し、残りは企業に再投資されるというものである。(o.V., SPIEGEL-Report über Bertelsmann- den größten Verlagskonzern der Welt „Zuviel an Größe“, Grund zum Fürchten“?, Der SPIEGEL, 35Jg., Nr. 7, 1981, S. 81, 85. なお、このモデルについては、吉森 賢『西ドイツ企業の発想と行動』ダイヤモンド社、昭和57年において紹介されている。) また、従業員に対する分配利益は、1981年から前述の享益証券への参加へと変質している。

損益計算書上この利益分配制度は、賃金・給料関係の項目として12賃金・給料 13社会的負担金 14老齢手当及び共済金庫のための費用と並び、15その他の社会的費用及び利益分配として記載されており、賃金副費の3.3%を占めている。

これに関連して、創造価値が円グラフで掲載され、分配状況が社会計算書に類似した形式で記載されている(図1・表2)。

〈図1〉 Bertelsmann 社の創造価値分配円グラフ



(出所) Bertelsmann AG..., *Geschäftsbericht und Sozialbilanz 1985/86*, S.71.

〈表2〉 Bertelsmann 社の創造価値分配計算書

		1985/86年企業給付の分配(国内・国外)		
		百万 ^{DM}	百万 ^{DM}	%
創造 価値 27億 5780万 DM 31.9%	1.所有者 (Gesellschafter)			
	a)株主ならびに個人所有者			
	年次余剰	260.6		
	-)個人所得税 (年次決算に 考慮されていないもの)	-) 79.3		
	-)財産税	-) 1.5		
	b)享益証券保持者 (従業員)			
	享益証券配当	68.1		
	-)配当所得税	-) 16.4	231.5	2.7
	2.従業員			
	賃金・給料	1,553.8		
	+)法定社会的費用	259		
	+)老齡扶助	113.3		
	+)利益分配・社会的費用	91.2		
	-)賃金・給料・利益分配 に対する賃金税	363.5	1,653.8	19.1
3.国家				
a)創造価値部分				
損益計算書による税金	321.8			
+)所得者の付加的税金	97.2			
+)従業員の賃金税	363.5			
+)付加価値税 (見積り負担額)	90	872.5	10.1	
前給付 58億 8920万 DM 68.1%	b)前給付部分			
	前給付の付加価値税 (銀行支払利子を除く)	546.5		
	前給付に含まれるその他の税金	945.7	1,492.2	17.2
	4.前給付費用			
	期間的減価償却ならびに支払利子 (税控除後)		4,397	50.9
企業給付合計 (国内・国外)			8,647	100

(出所) Bertelsmann AG...Geschäftsbericht und Sozialbilanz 1985/86*, S. 72.

以上のように、Bertelsmann社の統合型報告書においては、社会貸借対照表は具体的には従業員関係情報を目指している。Bertelsmann社は、創業者一族らに独占的に所有されている株式構造と独自の利益分配制度を基礎として資本所有者と従業員とのパートナーシップ・経営共同体を形成しており、まさしく内部秩序 (Unsere innere Ordnung) を意識した統合型報告書の作成ということができるであろう。

IV. Deutsche Shell社の開示例

石油会社であるDeutsche Shell社 (Deutsche Shell AG.) は、売上高27,286百万DM、従業員数3,895人 (1985年現在;付加価値税控除後の売上高数値をみれば、1985年24,430→1986年17,623→1987年15,854百万DMと低下傾向にある)である。また、株式所有構造は、Royal Dutch/Shell-Gruppe 6社により100%所有されているドイツ子会社である。

Deutsche Shell社の統合型報告書の形式は目標会計 (goal accounting) と呼ばれており、論者によっては高く評価されている。この統合は1975年、ディアケスの協力のもとに初めておこなわれ、現在も続いているのである¹³⁾。1985年

13) Dierkes, M., "Corporate Social Reporting in Germany: Conceptual Developments and Practical Experience", *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 4, Nr. 1/2, 1979, p.94. また、Deutsche Shell社の例を検討・紹介したものに、van den Bergh, R., "The corporate social report-the Deutsche Shell experience", *Accountancy*, December, 1976, 山形休司「ドイツ「社会貸借対照表」の一例—シェル社の場合について—」『経営研究』第33巻第1・2合併号, 1982年などがある。

度の統合型報告書の構成は、

概説	4 ページ
目標	6 ヶ
収益	7 ヶ
市場	12 ヶ
従業員	18 ヶ
公共	23 ヶ
報告	27 ヶ
関係数値	32 ヶ

となっており、全32ページである。Bertelsmann 社とは異なり、明確に社会貸借対照表の部分を確認することはできない。報告書全体が社会貸借対照表であり、新しい試みと考えられる。「伝統的の年次報告書は主として営利的活動（kommerzielle Aktivitäten）を考察している。しかしながら、企業は社会政策的な役割もまた果たしているのである。それゆえに、わが社の社会貸借対照表は企業自身・従業員・消費者・公共機関に対してもたらされた諸給付について報告するものである」¹⁴と述べられている。

Deutsche Shell 社の報告書の鍵である目標会計とは、中心目標として企業の長期的存続を置き、(1)適切な収益の達成(2)市場に適合した消費者への供給(3)従業員利害の考慮(4)公共の利害の考慮、の4つを具体的な目標とし、その達成度を各目標別に報告していくものである。これらの目標は1974年にすでに公表され、基本的には現在も変わっていない¹⁵。

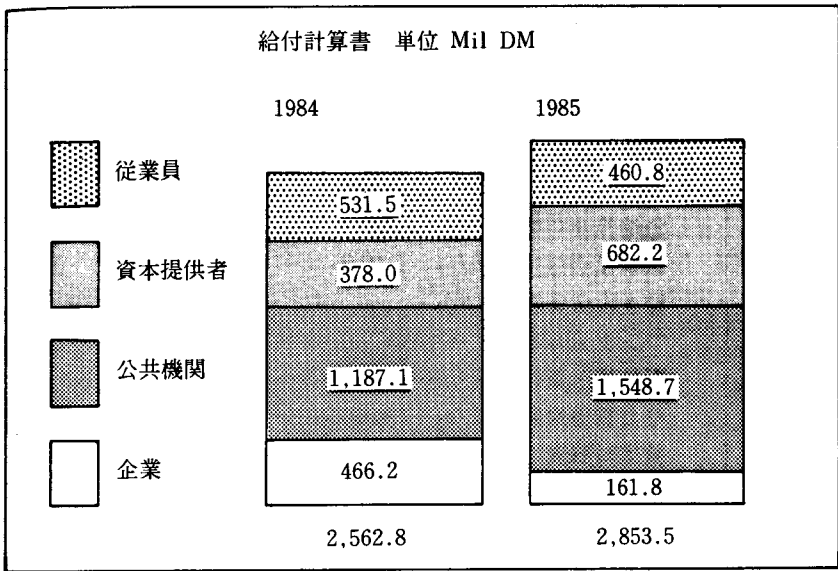
通常の年次報告書の主たる報告内容である営業成績は「収益」の項目で開示されているが、その他の目標と並列的な報告であり、「市場」・「従業員」・「公共（Gemeinwesen）」にもほぼ同じウエイトがかけられている。環境保護に関しては「公共」項目において触れられている。また、この報告書は決算監査人

14) Deutsche Shell AG., „BILANZ '85 Geschäftsbericht/Sozialbilanz“, S. 6.

15) Deutsche Shell AG., a.a.O., S. 6.

によって監査済みである。さらに「報告」の項目において社会計算書・創造価値計算書 (Leistungsrechnung - 給付計算書と名づけられている) について簡単に説明され、創造価値の分配が棒グラフによって表示されている(図2参照)。「関係数値 (Zahlenwerk)」の項目では損益計算書と並んで、社会計算書・創造価値計算書が詳細な計算書形式で掲載されている。すなわち、各目標別の記述中心の社会報告書と合わせ、『提言』3要素がすべて含まれていることになる。

〈図2〉 Deutsche Shell 社の創造価値分配の棒グラフ



(出所) Deutsche Shell AG.,, *BILANZ '85 Geschäftsbericht/Sozialbilanz*, S.27.

以上みてきたように、Deutsche Shell 社の統合型報告書は各利害関係者に等しくウエイトがかけられており、『提言』の3要素をすべて掲載している。社会貸借対照表にふさわしいバランスのとれた報告書であるといえる。しかしながら、相対的に営業成績・収益関係の内容が少ない点は、Deutsche Shell 社自体が外国資本のドイツ子会社であること、また営業成績にかかわらず、少なく

とも1984年から一貫して360百万DMの配当が株主に対して支払われていることを考慮する必要がある。

V. Rank Xerox 社の開示例

最後に事務機器販売会社である Rank Xerox 社 (Rank Xerox GmbH) は、売上高825.4百万 DM、従業員数3,398人 (教育訓練生52人を含む; 1986年10月31日現在)、1983/84年度¹⁶⁾からは3期続けて貸借対照表損失を計上している。株式所有構造の点では、Xerox 社 (Xerox Corporation—51.2%) と Rank 社 (The Rank Organisation—48.8%) 共同出資の Rank Xerox 社 (Rank Xerox Ltd.—ロンドン) が100%出資しているドイツ子会社である。

Rank Xerox 社の報告書は全34ページであり、構成は以下の通りである。

取締役会・監査役会メンバー	3
取締役会報告書	4
監査役会報告書	19
コンツェルン	20
新技術・新領域	22
社会貸借対照表	25
貸借対照表	折り込み
損益計算書		

このうち、「コンツェルン」の項目では株式所有関係が説明されている。報告書全体は Deutsche Shell 社とは異なり、前半部が通常の年次報告書であり、後半部が社会貸借対照表と名づけられはっきりと区分することができる。社会貸借対照表の内容はすべて従業員に関する内容であるのが特徴であり、過去2年度にわたる詳細な社会計算書、過去3年間の円・棒グラフならびに計算書形式の創造価値計算書も掲載されている。たとえば、従業員数に関しては販売、技術、管理/その他の3分野の過去12年間の推移、年齢構成、勤続年数が示さ

16) 会計期間は11月1日から翌年の10月31日までの一年間である。

れ、労働時間短縮、財産形成、死亡保険・老齢年金等の扶助制度、障害者雇用、作業安全、提案制度について説明されている。さらに、教育訓練・再教育についての報告が非常に詳細である。教育訓練のための休暇制度、販売教育、技術教育、職業教育などが大きなスペースを占めている。

そのうち、掲載されている社会計算書は表3の通りである。

〈表3〉 Rank Xerox 社の社会計算書

社会計算書 個々の費用項目	1985/86 単位1,000DM	1984/85 単位1,000DM	変動 単位%	説明
I. 従業員—企業関係領域	287,610.9	283,346.1	+1.5	
1. 賃金・給料	226,172.6	228,319.8	-1.0	
2. 現従業員に対する直接給付	31,530.6	39,234.4	-19.6	
a) 賞与	13,058.5	12,968.4	+0.7	13ヶ月目の給料
b) 休暇手当 (労働協約上)	2,410.4	2,531.7	-4.8	1人当たり433 DM
c) 財産形成給付	1,886.8	2,032.3	-7.2	1人当たり52 DM
d) 休暇・病気の際の精算	5,358.1	5,064.8	+5.8	休暇・病気の手数料
e) 出産補助金	63.5	70.3	-9.7	子供1人当たり500 DM
f) その他	8,753.3	16,564.9	-47.2	通勤手当・退職金など
3. 退職者並びにその遺族 に対する直接給付	1,519.0	1,201.0	+26.5	246件 (前年208件)
年金支払	1,184.0	972.0	+21.8	22件 (前年20件)
将来見込みの積立	335.0	229.0	+46.3	
4. 間接給付 (個々の場合)	50,449.7	47,292.2	+1.1	
a) 法的社会保険の経営者負担	30,840.0	31,791.7	-3.0	
b) 年金引当繰入れ額	16,106.0	11,948.1	+34.8	124.7百万 DM の増加
c) 企業内死亡・災害保険	1,841.8	1,715.8	+7.3	7件1.1百万 DM の支払い
d) 責任保険組合費	1,557.4	1,722.5	-9.6	
e) 破産保険	104.5	114.1	-8.4	
5. 全従業員への給付	15,131.4	11,293.5	+34.0	
a) 健康管理/経営内スポーツ	152.6	129.2	+18.1	経営内医師・流感予防
b) 教育訓練・再教育				
— 企業内訓練センター	9,433.4	6,366.4	+48.2	販売・技術教育訓練
— 企業内・外訓練コース・ セミナー	1,016.7	546.6	+86.0	専門セミナー・語学教育・ 経営管理トレーニング
— 教育訓練生	1,005.9	752.4	+33.7	
c) 従業員代表	1,658.0	1,623.8	+2.1	経営協議会開催・費用
d) 社内売店/食費補助/飲物	1,222.2	1,277.3	-4.3	昼食・飲物の補助
e) 従業員扶助	642.6	597.8	+7.5	

社会関連情報開示の一形態—Sozialbilanzの開示事例— (向山)

一)重複控除	(37,192.4)	(43,992.8)	-15.5	個々の費用に含まれる 人件費
Ⅱ. 企業—社会関係領域	3,605.3	3,739.3	-3.6	
1. 国家に対する給付	3,357.1	3,395.6	-1.1	
a) 税金	3,291.6	3,218.1	+2.3	
b) その他の共通・支店での 料金・税金	235.2	347.2	-32.3	
-c) 投資補助金	(169.7)	(169.7)		ベルリン
2. 一般大衆に対する給付	248.2	343.7	-27.8	
a) 寄付金	102.5	188.9	-45.7	
b) 社会貢献プログラム	—	—		
c) 法定障害者雇用精算支払い	145.7	154.8	-5.9	義務212人/実際90人 (1985年212/103人)
Ⅲ. 企業—資本提供者関係領域	(15,620.1)	(39,710.5)	+39.3	
1. 年次次損 (前年度)	(15,620.1)	(39,710.5)	+39.3	
合 計	275,596.1	247,374.9	+11.4	

(出所) Rank Xerox GmbH, „Geschäftsbericht 1985/86 mit Sozialbilanz“, S.30-31.

以上のように、Rank Xerox 社の統合型報告書は明確に年次報告書と社会貸借対照表とに区分でき、『提言』の3要素を忠実に含んでいること、社会貸借対照表はすべて従業員関係情報から成立していることが特徴である。

Ⅵ. お わ り に

西ドイツに独自の形態であり、社会関連報告のひとつの在り方であると思われる年次報告書と社会貸借対照表との統合型報告書について、『提言』グループ7社に属し、実務的に先進と思われる Bertelsmann 社・Deutsche Shell 社・Rank Xerox 社の開示例、ならびに株式の所有構造を中心にその背景と考えられるものを検討してきた。最後に、以上の検討を通して、そこに共通する特徴・問題点について考察してみよう。

伝統的年次報告書と社会の中の企業の存在を開示する社会貸借対照表との統合は、社会関連会計にとって、またディスクロージャーそのものにとっても今

後の形態としては理想的なものを有していると思われる¹⁷⁾。その意味でこのような試みは高く評価できるであろう。しかしながら、現段階における実際の報告内容を検討した場合、おもに従業員関係情報との統合であり、内部的色彩が強いという結論に到達せざるをえない。これには共同決定法など法的に規定されている企業における従業員の位置を想起すべきであろう。

本稿で検討した統合型報告書を作成している3社に共通し、注目すべき点は株式の所有構造である。Bertelsmann社は監査役会々長らによる完全同族支配の企業であり、Deutsche Shell社・Rank Xerox社はともに外国に親企業をもつドイツ子会社である。すなわち、年次報告書というメディアを利用しての開示対象として株主の存在を強く考慮に入れる必要のない企業である。すなわち、従業員関係情報との統合には所有者(経営者)と従業員との経営共同体の形成が大きな要因であろうと思われる。「提言」グループには属してはいないが、同じく統合型報告書を作成している企業にKölner Bankがある。Kölner Bankは協同組合の形式をとる地方金融機関であり¹⁸⁾、企業として組合員・従業員・地域の一体感・帰属感を重視しており、年次報告書を情報メディアとして有効に用いる条件・意図を持ちうる企業であると考えられる。以上の点は統合型報告書の作成の前提として押さえておく必要がある。

伝統的・制度的に企業が持つ最も一般的・定期的情報メディアは年次報告書であり、その最も中心たる報告対象は株主あるいは債権者であろう。環境の変化、また企業観の変化により、年次報告書のあり方もまた変化して行かねばならない。それは作成・開示主体である企業自らが最も敏感に察知しているところであろう。そこでは作成・開示主体の必要性の認識程度・意識あるいはポリシーという個々には非常に程度差のある要因が大きくクローズアップされる。

17) 「今後最も問題となることは、企業の一般社会に対する責任会計であろう。もともと、商法会計も証取法会計も、それぞれの時代における社会責任会計であったと考えられる。」(青木 簡「『企業会計原則』とその在り方」『中京大学経済学論叢』創刊号, 1988年, P.72) という考え方は、社会関連会計・ディスクロージャーの研究にとって誠に示唆に富む。

18) Kölner Bank von 1867 eGは組合員による共同出資により業務をおこない、組合員持分(Geschäftsanteil; 1口200DM)は1986年現在、組合員数27,409人、持分数125,195、合計25,039,000DMに達している。Kölner Bank von 1867 eG. „Geschäftsbericht '86—Sozialbilanz—“。

現在の社会関連情報ディスクロージャーはその程度差の現れとみることができるであろう。

（1989年4月16日）